

# 利 用 者 の た め に

## I 2010年世界農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

### 2 根拠法規

「統計法」（平成19年法律第53号）、「統計法施行令」（平成20年政令第344号）、「農林業センサス規則」（昭和44年農林省令第39号）及び「農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件」（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づき基幹統計調査として実施した。

### 3 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、「農林業経営体調査」（農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査）と、「農山村地域調査」（農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査）に大別される。

各調査ごとの調査実施系統、調査方法及び調査事項については次のとおり。

#### 【農林業経営体調査】

##### (1) 調査実施系統

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象

##### (2) 調査方法

調査客体による自計調査

##### (3) 調査対象

規定（Ⅱ用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）

##### (4) 調査事項

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業経営の特徴
- エ 経営耕地面積等
- オ 農業用機械の所有
- カ 農業労働力
- キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- ク 農産物の販売金額等
- ケ 農作業の委託及び受託の状況
- コ 保有山林面積
- サ 林業労働力
- シ 育林面積等及び素材生産量
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

## 【農山村地域調査】

### (1) 調査実施系統

#### ア 市区町村調査

農林水産省－地方統計組織－調査対象

#### イ 農業集落調査

農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象

### (2) 調査方法

#### ア 市区町村調査

往復郵送調査（申出によりオンライン調査も可能）

#### イ 農業集落調査

農業集落精通者に対する自計調査（申出により調査員の面接聞き取りも可能）

### (3) 調査対象

すべての市区町村（1,927市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く

すべての農業集落（139,176集落）

### (4) 調査事項

#### ア 農地・森林の状況等

#### イ 地域資源の確保・活用状況

#### ウ 総土地面積・林野面積

#### エ 農業集落の立地条件等

#### オ その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

## 4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

## 5 2010年世界農林業センサスの主な変更点

### (1) 調査方法の見直し

今までの農林業センサスは、北海道用、都道府県用、沖縄県用に調査票が分かれていたが、全国共通の調査結果の表章が可能となるよう1種類の調査票に統一した。また、全国統一時点の調査結果を得る観点から、沖縄県の調査期日を他の都道府県と同様2月1日現在とした。

### (2) 調査項目等の改善・見直し

調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の活用状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化した。

#### ア 簡素化した主な項目

- ① 家族の氏名の記入をとりやめ
- ② 販売金額等の把握方法の簡素化
- ③ 作付面積等の把握方法の簡素化など

#### イ 新設・追加した主な項目

- ① 農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況
- ② 農産物の輸出の取組状況
- ③ 林業の担い手確保や間伐作業の状況など